

公立保育園の役割整理の進め方について(案)

●公と民の役割分担について

・そもそも公と民の役割は 2 者択一や絶対的な定義や基準があるわけではなく、小金井市内の保育の状況に応じて変わっていくものである。つまり、市内の公立・民間保育園の保育実態・取り巻く環境、利用者の状況や求めるものによって変わるものである。

・そもそも保育や教育などは民間のみに委ねてよい領域ではない。

子どもの安全や発育への影響を鑑みると、問題が起きてからでは手遅れとなるケースもある。民間保育所の参入ハードルは高く、また簡単に撤退をされても利用者が困ることなどから規制等も多く、民間のみに委ねられる領域ではない。

→学校教育のように民間と公立がそれぞれの役割のもと、共存・共栄していくことが望ましい。

●取り進めについて

①**まずは、役割の議論の前提として、公立・民間の保育内容の実態確認、利用者のニーズ（保育サービスよりも保育の質では？）等を確認すべき。そのため事務局より、すでに小金井市内で検討されている内容や実施されたアンケート内容等の情報を提供いただいたうえで、委員会内で確認が必要である。**

例：公立保育園の保護者ニーズ→小金井市公立保育園運営協議会アンケート

公立保育園以外の保護者ニーズ→子ども子育て会議等

公立保育園の保育内容→第 1 期小金井市公立保育園運営協議会報告書

※7/26(金)事務局メール済

なお、過去検討内容や実施されたアンケートやニーズ調査ト等を委員会で評価・検討実施する場合は、アンケートの要望数だけでなく、一人一人の要望の強さ（質的な要素）を踏まえなければならない。たとえば、障がい児保育やアレルギー対応のように要望数（順位・人数）は低くても重要な意見・要望もあることに留意する必要がある。また、アンケートを考察する上では要望数（順位・人数）だけでなく、その理由の自由記述内容を考慮しながら検討をしていく必要がある。

②**他市だけでなく、小金井市で過去に公立保育園の役割について検討を行った内容（過去の審議会や小金井市公立保育園運営協議会、職員団体資料等で検討された内容）を踏まえて保育の役割に関するたたき台や分類を行う。**

→事務局提示の EXCEL 横列に「相談・支援・連携」「保育の質」「セーフティネット」「保育サービスの拡充」「その他」と 5 項目が分類されているが、実際はそれぞれの領域にまたがる内容が非常に多い。また「保育サービス」を分類の大項目とすることに違和感があり、「保育サービス」の定義が不明である（武蔵野市例の医療的ケア児の受け入れは保育サービス？）。今一度、公立保育園の役割の検討項目について委員会における検討が必要ではないか

③**上記を踏まえて、公立保育園の役割の中で重要度の軽重をつける**

④重要度の高いもの（ニーズが高く代替不可なもの等）から公立保育園の役割を定義

●現在の市内の公立保育園を取り巻く状況（運営協議会アンケート等参照のこと）

- ① 小金井市内の保育の供給量は一定数が整いつつあるが、質については課題。単に預かってもらえれば良いというのが子どもや保護者のニーズではない。
- ② 公立保育園の保育については、経験豊かな保育士や園庭などがあり、子どもたちや利用者の満足度も高い。
- ③ 延長保育や病児保育などのニーズもあるが、まずは日々の保育園生活の安全・安心で落ち着いた環境で子どもたちが笑顔で生活できる保育を受けられることが第一。
実際に当たり前のことが当たり前にできなくなっている。
- ④ 一方で障がい児やアレルギー対応など特別に配慮が必要な子への対応などはニーズを満たせておらず、拡充は必須。
- ⑤ 現状においても公立・民間で同じ研修の実施等も行われているが、公立園と直接交流がないケースでも、一定の保育の基準（スタンダード）を示すことで市内の保育の質の維持・向上に貢献をしている。（少なくとも利用者は質の高い園があることで、小金井市の保育のイメージに良い印象をもつ。）
- ⑥ 乳幼児期の発育はこれまで以上に国レベルでも重要視されており、幼児教育・保育の無償化の対象にもなっている。
- ⑦ 全国的に突然の閉園や不祥事、事件・事故が多く報道される中、小金井市でも不祥事や急な児童受け入れ困難な事象が生じており、セーフティネット対応は必須。

●公立保育園の役割整理の例

		重要度	(保育の質)	(ニーズ)	(民間代替)	緊急度
①	市の保育施策の推進	○	?	△	△	△
②	虐待児童の早期発見・受入	◎	○	◎	○	◎
③	要保護児童の支援・受入	◎				
④	特別な配慮が必要な児童の支援・受入					
⑤	アレルギーを持つ児童の支援・受入					
⑥	地域における子育て支援の拠点としての機能					
⑦	民間保育所、認可外保育施設等との連携					
⑧	認証保育所、保育室、家庭福祉員その他の子育て支援関係団体とのネットワークの構築・推進					
⑨	保育行政と連携し、保育需要や課題への取組む					
⑩	大規模災害の発生時における小金井市災害対策本部と連携。福祉避難所としての機能し、災害対策活動の実施。					
⑪	保育園間の情報交換等を連携を図るとともに、研修・人材育成を行う場の拠点機能					
⑫	市内との小学校との連携					
⑬	先進的な保育の実践					
⑭	小金井市の保育のスタンダード（基準）を示し・実践する機能					
⑮	市内の保育園にトラブルが生じたときに緊急受け入れ等を実施する機能					
⑯	児童館や公民館、子ども家庭支援センターなどとの連携					

“狭義の「ふつう」からはこぼれ落ちてしまう、でも広義でいえば「ふつう」の子どもたちを救う場所”

これまで公立保育園保護者が市と協議を行ってきた中で、市が資料として提示した「公立保育園の役割」は職員組合との拡大事務折衝の場で代表者間で確認されたものであり、その後の「保育検討協議会」における報告内容は反映されておらず、保育内容や保育の質などいわゆるソフト面が欠けた状態です。

このソフト面の中でマイナスの面があればクレームなどの形で行政に届きやすい一方、プラスの面を聞く場はほとんどないと以前市の方に伺ったことがあります。

そこで、ソフト面から見た公立保育園の役割として、保護者としての実体験から**「“ちょっと気になる子ども”を取りこぼさない保育」「専門機関と連携したフォローの実践」**を加えさせていただきたいと思います。

■“ちょっと気になる”レベルの凹凸のある子ども

わが子は乳幼児健診で発達障害のおそれがあると指摘されたことはありませんでしたが、言葉の発達の面で気になるところがありました。

生活上特段困るわけではないけれど、心配がある。この段階では福祉の支援にはつながらないケースがほとんどだと思いますが、小金井市の公立保育園では毎日連絡帳を通じて担任の保育士さんと細かなコミュニケーションを取れることから、こういった面が気になっているということを気軽にお伝えできる環境にありました。小金井市の公立保育園では、若い保育士さんとベテランの保育士さんがペアを組んでいることが多く、若い保育士さんが丁寧に子どもの様子を観察し、実体験を含めて励ましてくれたことにも助けられていましたが、ベテランの保育士さんは「巡回相談制度」を活用して臨床心理士の先生など専門家の方々に見て貰えるよう取り計らっ

てくれました。

その時に受けたアドバイスをすぐに共有し、資料のコピーと一緒に「発達支援センターに一度相談してみてもどうか」とアドバイスをしてくださいました。これが、私が「きらり」とつながれたきっかけです。

担任の保育士さんがこのアドバイスをしてくれなければ、私は誰からのサポートも受けないまま、なんとなくうまくいかないな？ どうしてなのかな？ 私はどうしてあげたらいいのだろう？ と一人で迷いながら子育てをしていただろうと思います。

■年長時には就学に向け専門機関と連携してくれた

その後、わが子は年中からきらりの外来訓練に通うようになり、どんなことが苦手なのか、就学に向けてどういう力が必要でどんなサポートをしてあげたらいいのかが、少しずつわかってきました。

子どもにとっても楽しみながら苦手なことにも向き合うよい時間となりました。

やがて年長となり、公立保育園で過ごす最後の1年を迎えました。小金井市の公立保育園の特徴のひとつは、年長児にのみさまざまな行事が集中していることです。これは、特に0歳～1歳児など幼い時ほど日常保育を大切にしているからと聞き、親向けのアピールなどよりも本当に子どもの成長発達に合った保育を考えてくださっているのだなと感心したものです。

話を戻すと、年長児ではお泊まり会をはじめ、お兄さんお姉さんとして少し自立を求められる場面が増えます。そんな時、担任の保育士さんが「きらりの担当の方と話をして、連携して就学に向けたサポートをしたい」とおっしゃってくださったのです。もちろん、一も二もなく承諾しました。担任の保育士さんは実際にきらりの担当の方と話し、わが子にとってどう説明してあげるとわかりやすいのかなど、いろいろなアドバイスを受けたとのことでした。正直ここまでしてくださるのかと驚きましたが、お陰でわが子は少しハードルのある場面が訪れても自己肯定感を失うことなく、

自分の意思でいろいろな課題を乗り越えていき、無事卒園することができました。現在も必要なタイミングで必要な支援を受けられています。

■いわゆるグレーゾーンの子は増えているが支援にたどり着けないことが多い

報道を見ると、発達障害が診断は下りないレベルのグレーゾーンの子供は増えているとされます。グレーゾーンの子供の場合、日常生活に支障が出ていなければ支援につながるきっかけはほとんどありません。

一方で明確に凹凸があることから、「なんとなくできない子」「なんとなく難しい子」といった扱いを受け、生きづらさを抱えたまま大人になってしまうケースも多いと聞きます。

このような時代的な背景がある中で、小金井市の公立保育園のムラを作らない手厚い体制に基づくきめ細やかな「"ちょっと気になる子ども"を取りこぼさない保育」「専門機関と連携したフォローの実践」は、非常に重要な役割のひとつであると思います。他の自治体でもやりきれていない大きな魅力であるとも思います。

ぜひ園長先生たちへの聞き取りや実地調査なども行っていただき、小金井市の公立保育園の役割の一つとして位置付けていただけましたら幸いです。

我が家は民間園からさくら保育園に 3 人とも転園したので、公立って役割あるなーって感じ通わせておりました。

いただいた資料の他市で挙げていることは小金井でももちろん当てはまると思います。

私がさくら保育園で公立園の役割果たしているなと感じたのは

- ・保護者が就労以外の理由で受け入れている子が民間園よりも多い
- ・障がい児の受け入れもコンスタントにしている

さくら保育園が定員に空きがあるときはよりそういった機能を発揮していると感じました。少し定員に余裕がある公立園はこの役割を求められた時早く対応ができるので、駅近人気園のけやき、小金井だけ残せば良いというのは違うと思うのです。

これは福祉避難所としての機能を備えている場としても思います。市内 5 箇所に分散されていることは重要だと考えます。

保育の質ですが、

公立保育園の保育実践は小金井市の保育のあり方の体現です。ずっと一人一人の子どもを大切にしている保育をやっています。

虐待保育がまかり通る保育園ではこのような一人一人を大切にしている保育実践が浸透しない園で行われているのではないのでしょうか。

公立保育園の強みについて

権利保障の観点

■公立保育園では0歳クラスから、子ども主体の保育を当たり前に行っており、子どもの権利が当然のように実現されていた。もちろん、民間園でもそうであるべきである。

しかし、“子どもは生まれながらにして権利の主体である” “子どもの権利を保障しよう！”という理念や想いを掲げるだけではなく具現化出来る場として地域に存在し、しかもそれを公立として何十年も維持しているということ自体が、「地域の子どもの人権は地域で守る」という自治体の信念を感じる。保育スキルはもちろん、人権意識の醸成というものも短期間で培われるものではないと思う。

例えばそれを1か所無くす、あるいは公立としては手放すということになれば、市が「子どもの権利を実現出来る場所は公的に必要ではない、数の問題ではないから減らしてもいい。やりたい人がやればいい。」と判断したと受け取らざるを得ない。

子どもの権利の普及啓発において、チラシや講演会で理念や想いを伝えるだけでは実際のところ上手く伝わらない。保育園での保育実践を通して、権利が守られている子どもたちの成長から大人も学ぶことが多いのではないか。

それには、長年実践が続いているリアルな現場を市が維持し続けることが大切である。現在の5園は、同じ市内でも、園の周辺にある自然環境も交通量の多さも社会資源の種類も様々である。市の中でも更にエリアを落としこんだ、より子どもたちの生活の場に近いエリアでの実践が出来ていることは、子どもたちの生きる力をはぐくむ最初の間として重要な拠点だと思う。

また、現在の制度では保育園の入所決定は市であるため、家庭は保育園を選べない。入った園によって保障される権利に差があっては困る。公立5園が安定した質を保てるからこそ、各公立園の周辺にある民間園に研修も含めた実践の伝授が出来るのではないか。そういった面も、エリアごとに設置されている公立園の大切な役割だと感じる。

母子保健の観点

■公立保育園には常勤の看護師がいたが、民間保育園は看護師がいない園が多い。

子どもの体調不良時だけでなく、日常生活において子ども自身が自分の心身を大切に出来るような関わりや声かけ、年齢に応じて歯磨き指導やプライベートゾーンの話、命の話など看護師が中心になって行われていた。

また、その保護者や子どもに相性の良さそうな病院を紹介することがあると聞いたことがある。病院受診というのは心理的にハードルが高いと感じる部分もあり（きつく言われたり、親が責められたり、説明が分かりにくいなど）、普段から親子と接することが出来る保育園の看護師だからこそ、適切な見立てによる紹介が可能なのだと感じる。つまり、市の職員である専門職が常駐していて、継続的に子どもの成長を見てもらえているという点においては、保護者にとっても大きな安心感がある。

一時保育利用者であっても、看護師が特別な存在ではなく身近に相談出来る場所であることは、病院や保健センターにまでわざわざ行かなければ相談できないという負担が減る。母子保健の観点から言っても地域の子育て家庭の健康を守る重要な役割であり、公立保育園で取り組む意義がある。

児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴う更なる役割

■児童福祉法の一部改正の内容にもあるように、自治体に対して、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が求められている。『子ども家庭センターの設置及び身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備』とあり、具体的には、『未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯にとって、物理的にも心理的にも相談しやすい相談支援機関を、保育所等の身近な子育て支援の場を活用して、地域住民が日常生活を営んでいる区域ごとに整備するよう努めなければならない』とあり、まさしく”物理的にも心理的にも相談しやすい”場所として、現在の公立保育園の立地状況は、このまま相談機関としての機能を果たすのに最適ではないかと考える。保健センター・子ども家庭支援センターが新庁舎内に移動するのであれば、現在のさくら保育園周辺地域の家庭においても、さくら保育園の維持が安心につながるのではないだろうか。

今回の改正の中に『妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である』とあるが、子ども家庭センター設置だけではなく、既存の保育園内で既に実施出来ている保育士と看護師の連携で予防的な支援も可能であると感じる。また、卒園後の学齢期までの子どもを取り巻く家族に切れ目のない支援をすることにおいては、公的機関同士の情報共有が出来るという意味で公立の強みであると考えられる。